



平成 27 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社九州リースサービス
代 表 者 名 取締役社長 藤丸 修
(コード番号：8596 福証)
問 合 せ 先 取締役業務本部長 檜垣 亮介
電 話 番 号 0 9 2 - 4 3 1 - 2 5 3 0

株式給付信託（BBT）への追加抛出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）に対し、金銭を追加抛出することを決議し、本制度に関する議案を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 41 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 追加抛出の理由

当社取締役会は、役員報酬の構成割合（固定報酬と業績連動報酬）を見直し、より業績連動報酬の割合を高めることとし、当社の取締役の中長期インセンティブの向上に柔軟な対応を可能とすべく、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、取締役にかかる上限ポイントの増枠及びこれに伴う追加抛出について決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

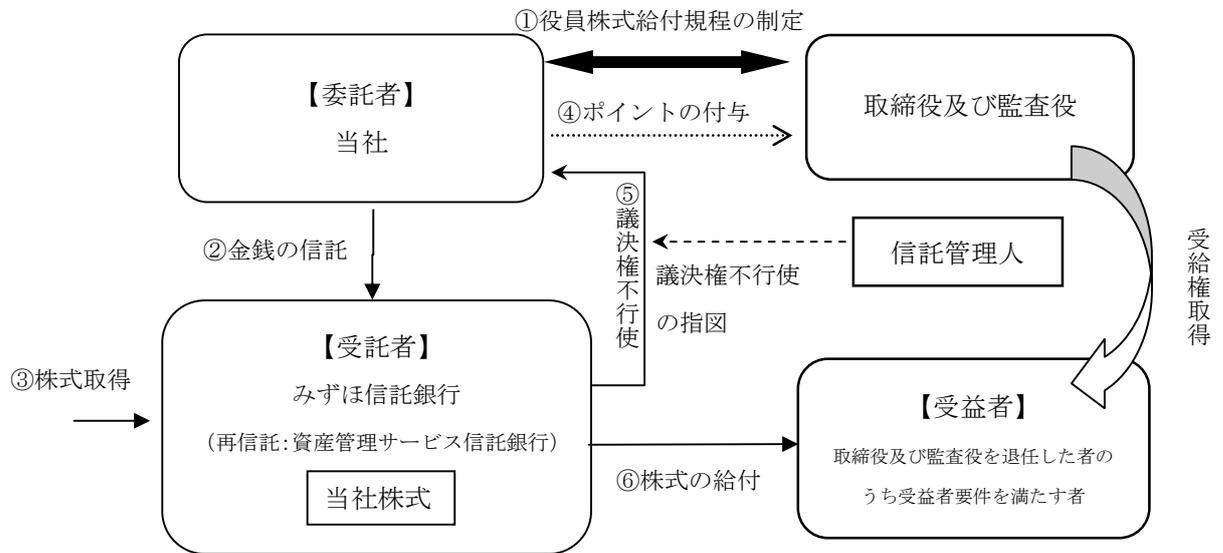
2. 本制度の概要および目的

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が抛出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役及び監査役に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

当社は平成 26 年 6 月 27 日開催の第 40 回定時株主総会にて、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、また、当社監査役に、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機付けることをも目的として、本制度の導入を決議しております。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、平成 26 年 6 月 27 日開催の第 40 回定時株主総会において承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定しております。
- ② 当社は、株主総会決議で承認を受けた枠組みの範囲内で金銭を信託します。(以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。)
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役及び監査役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役及び監査役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者(以下、「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

(2) 追加拠出により報酬等の上限が増加する対象者
 当社取締役(社外取締役は、導入時より本制度の対象となっております。)

(3) 信託金額

本株主総会で、金銭を追加拠出することをご承認いただくことを条件として、当社は、下記(5)に従って株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を追加拠出します。本信託は、下記(4)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、本株主総会で、拠出額の上限を増額することについてご承認いただいた場

合、当社は、平成 27 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 30 年 3 月末日で終了する事業年度までの 4 事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく取締役及び監査役への交付を行うための株式の取得資金として、72 百万円を追加拠出し、上限額は 15 百万円から 87 百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として 4 事業年度ごとに、以後の 4 事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく取締役及び監査役への交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、次期対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式（取締役及び監査役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役及び監査役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資又は株式取得の原資に充当することとしますので、残存株式等を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（４）当社株式の取得方法

追加拠出による当社株式の取得は、上記（３）により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

72 百万円の追加拠出により、120,000 株を上限として当社株式を追加取得するものといたします。この結果、当初対象期間に本信託が取得する当社株式数の上限は、40,000 株から 160,000 株となります。

（５）取締役に給付される当社株式数の算定方法と上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、業績達成度等に応じて定まる数のポイントが付与されます。今回の見直し後、取締役及び監査役に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の合計は、取締役は 8,000 ポイントから 38,000 ポイントを上限とします。なお、監査役分については、2,000 ポイントを上限とすることで変更ございません。これは、現在の当社の株価水準、当社の取締役員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

【追加信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（ＢＢＴ）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者

- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 追加信託日：平成 27 年 9 月 4 日（予定）
- ⑧ 追加信託金額：72,000,000 円
- ⑨ 信託による株式取得日：平成 27 年 9 月 7 日以降（予定）

以上